

社会保障論評24-003号 (作成日: 2024年3月4日)

「子育て支援金の財政負担『高齢者優遇で不公平』」 朝日新聞2024年2月21日付朝刊7面

- 医療保険料とあわせて徴収する「子ども・子育て支援金」について、日本総研の西沢和彦理事が、「支援金が、高齢者優遇の不公平な制度」「子どもを産み育てるための政策なのに、働き手の負担が重い制度を始めることになった」と批判しているとの記事である。
- 西沢氏は、社会保険料上乘せでは雇用の質を落とすとし、「租税の方が公平だ。高齢者が金融資産を原資に消費すれば消費税が払われ、世代間の公平にかなう。医療保険への上乗せは賃金課税となるが、租税は負担能力を多角的に捉えて払ってもらえる」と指摘する。
- この問題は、子育ての費用負担について、世代間扶養の観点から検討する必要があるだろう。公的年金制度によって、親世代の扶養責任は個々の家計から社会的扶養に転換されたが、子世代の扶養責任については、個々の家計に責任が残されたままになっているのである。
- 「異次元の少子化対策」が打ち出され、子育て費用に対する補助が強化されているのは、子育てを世帯内扶養から社会的扶養に転換すべき流れの中で考える必要があるのではないか。親世代に対する扶養責任と子世代に対する養育負担は、一体で考える必要があるだろう。
- 親世代への扶養責任は、公的年金によって社会化されている。だが、皮肉なことに、子供がいなくても老後の扶養支援が受けられることが、少子化を招く一因になっていると考えられる。この考え方の根底には、年金保険料は自分の老後のためのものとの誤解がある。
- 本来の公的年金は、親世代に対する扶養責任を社会化したものであるから、年金保険料は親世代への給付のためのものであり、現役世代自らの老後のためのものではない。しかるに、老後のための貯蓄との概念が行き渡っており、積立方式への転換を説く輩すらいる。
- もっとも、そうした誤解は、公的年金の普及に有用なので、敢えて放置されていた面がある (<https://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/20071024.pdf>)。だが、少子高齢化の進行で、若い世代に「保険料を払っても十分な給付が受けられない」不安が蔓延してきた。
- 少子化に歯止めをかけられれば、この不安は緩和される。不安の大きい世代自体が少子化に直結する世代なのだが、その政策対応の切り札が「育児の社会化」になるわけである。神奈川県立保健福祉大学の山崎泰彦名誉教授は、「子ども年金」を提唱しておられた。
- 西沢氏も言及している非正規雇用の増加による雇用の質の低下は、これまで進んできた少子化の主因の一つと考えられる。「育児に対する経済的負担」に社会的扶養制度が導入されれば、少子化の反転は難しくても、一定の歯止めになると期待されるのではないか。
- なお、少子化と高齢化には、密接な関係があるわけなので、別々に社会化するよりも、「世代間扶養制度」として一体化させる方がよいのではないかと考えられる。その観点から、本来の公的年金である基礎年金の保険料および財政の独立・明確化も課題であろう。
- 国民全体に対する基礎年金の保険料が所得比例で設定されれば、子育て費用も、その保険料に上乘せすればよい。「税か保険料か」が問題なのではなく、現在の基礎年金保険料が国民全員に対して公平で公正な形になっていないことが、真の問題なのである。(以上)